

赤字: 第5回部会資料の事前確認において既に修正していた箇所

青字: 事前確認後に新たに修正した箇所

～前文～

No.	頁	修正前	修正後	修正理由
1	1		<p><u>前文</u></p> <p><u>国土利用計画(長岡市計画)(以下「本計画」という。)は、国土利用計画法に基づき、本市が有する地域特性を踏まえながら、長期にわたって安定し、かつ、調和のとれた土地利用を確保することを目的として、本市の区域における国土(以下「市土」という。)の利用に関する基本的な事項について定めたものです。また、個別規制法に基づく各種計画に対して基本となる計画として行政内部の総合的調整機能を果たし、土地取引については直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制する基準としての役割を果たすものとして定めたものです。</u></p> <p><u>本計画は、国土利用計画(全国計画)第五次及び国土利用計画(新潟県計画)第四次を基本とし、かつ、長岡市総合計画との整合性を図り策定しています。策定後、社会経済情勢の変化などにより、現状と大きな隔たりが生じたときには、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国土利用計画の体裁として整理し「前文」を追加 ・前文に「本計画の役割(総合的調整機能等)」を追加

1 市土の利用に関する基本構想

No.	頁	修正前	修正後	修正理由
2	2	我が国の総人口は、2048年(平成60年)には1億人を割り、2060年(平成72年)には8,674万人になるものと見込まれています(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」における出生中位(死亡中位)推計)。また、高齢化率は2060年(平成72年)には39.9%となり、2.5人に1人が65歳以上と見込まれています。	(8段落目) 我が国の総人口は、2048年(平成60年)には1億人を割り、2060年(平成72年)には8,674万人になるものと見込まれています(国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」における出生中位(死亡中位)推計)。また、高齢化率は2060年(平成72年)には39.9%となり、2.5人に1人が65歳以上となりますが、 <u>老年人口は2042年(平成54年)をピークとし、以降減少すると見込まれています。</u>	次期総合計画(案)における「老年人口動態」の記載を反映
3	3	長岡市においても、国勢調査による総人口は1995年(平成7年)の293,250人をピークとして以降減少傾向に入っており、2010年(平成22年)には282,674人まで減少しています。(以下省略)	(1段落目) 長岡市においても、国勢調査による総人口は1995年(平成7年)の293,250人をピークとして以降減少傾向に入っており、 <u>2015年(平成27年)には275,246人(人口速報集計結果)まで減少しています。</u> (以下省略)	次期総合計画(案)における「平成27年国勢調査(人口速報集計結果)」の記載を反映

No.	頁	修正前	修正後	修正理由
4	3		(5段落目) あわせて、人口減少下で土地需要が減少する時代においては、 <u>無秩序な開発を抑制するこれまでの開発管理の視点とともに、市土の荒廃を防ぐための利用管理を適切に進めることが一層重要となります。</u> 一方で、人口減少は開発圧力の低下等を通じて空間的な余裕を生み出す側面もあります。この機会をとらえ、 <u>中長期的な観点でより安全で持続可能な市土利用を図っていくことも重要な課題であり、市土利用のあり方を考えるうえで大きな転換点を迎えています。</u>	第五次国土利用計画(新潟県計画)(素案)における「利用管理の重要性等」の記載を反映
5	3	人口減少・高齢化の進展などにより、農山村では耕作放棄地が増加しており、優良農地をはじめとした農用地を計画的に確保することが必要となっています。	(8段落目) 人口減少・高齢化の進展などにより、 <u>空き地、空き家が増加しています。また、農山村では耕作放棄地が増加しており、優良農地をはじめとした農用地を適正に維持していくことが必要となっています。</u>	・第五次国土利用計画(新潟県計画)(素案)における「農山漁村の空き地、空き家の増加傾向」の記載を反映 ・次期総合計画(案)の記載と整合を図るため「農用地を適正に維持していく」に修正
6	6	被災と復興の経験を踏まえた「日本一災害に強い都市」の実現に向けて、河川改修や雨水対策、荒廃農地対策、手入れの行き届かない森林の維持管理など、総合的な治山治水対策を進めるとともに、浸水や土砂災害により多大な被害を受けるおそれのある土地については、新たな都市的な土地利用を抑制し、安全・安心に暮らせる土地利用を図ります。	(2段落目) 被災と復興の経験を踏まえた「日本一災害に強い都市」の実現に向けて、河川改修や雨水対策、荒廃農地対策、手入れの行き届かない森林の維持管理など、総合的な治山治水対策を進めるとともに、 <u>自然災害による被害のリスクが高いと予想される土地</u> については、新たな都市的な土地利用を抑制し、 <u>さらに減災対策を講じるなど、安全・安心に暮らせる土地利用を図ります。</u>	第4回土地利用部会における「新たな都市的な土地利用の抑制」の意見を踏まえた修正
7	8	・ 日本海に面した美しい海岸線は長岡市の貴重な財産であり、その保全を図るとともに寺泊港周辺や魚の市場通りなどの観光商業拠点と一体的な活用を図ります。	(ウ 海岸丘陵地域 1ポツ目) ・ 日本海に面した美しい海岸線は、 <u>漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、その保全を図るとともに寺泊港周辺や魚の市場通りなどの観光商業拠点と一体的な活用を図ります。</u>	第五次国土利用計画(新潟県計画)(素案)における「沿岸域の漁業、交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待」の記載を反映
8	11		(4段落目) <u>国道、県道及び高速道路など、本市の骨格を成す主要幹線道路の交通結節点周辺では、地域経済や住民生活に配慮し、その立地特性を活かした土地の高度利用を図ります。</u>	第五次国土利用計画(新潟県計画)(素案)における「交通結節点周辺における土地の高度利用」の記載を反映

2 市土の利用目的に応じた区分ごとの目標

No.	頁	修正前	修正後	修正理由
9	12	目標年次である平成37年(2025年)の人口は、平成28年3月に策定(予定)した「長岡市総合計画(原案)」における人口の将来展望をもとに、257,145人とします。	(2段落目) 目標年次である平成37年(2025年)の人口は、 <u>平成27年10月に策定した「長岡リジュベネーション～長岡若返り戦略～」</u> における人口の将来展望をもとに、257,145人とします。	人口の将来展望の出典に誤りがあつたため「長岡リジュベネーション」に修正
10	12		(グラフ下) <u>(a) … 合計特殊出生率※ が1.50(2013(H25)値)から段階的に上昇、2040(H52)年に2.19に到達(長岡市の過去20年の平均値が、全国の平均値を「0.12」上回る水準であることから、国が長期的な見通しで示している2.07に前述の0.12を加え2.19を展望)。</u> <u>純移動率※ が若者世代で段階的に縮小、2035(H47)年に均衡し、段階的に社会増※。</u> <u>(b) … 合計特殊出生率が1.49から2025年に1.43に低下。純移動率が半分に縮小。</u> (ページ下欄) <u>※ 合計特殊出生率…15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当する。</u> <u>※ 純移動率…純移動数(転入－転出)が人口に占める割合のこと。</u> <u>※ 社会増…転入と転出の差により生じる人口の増加分。</u>	第4回土地利用部会における「合計特殊出生率等の解説修正」の意見を踏まえた修正

3 「2」に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

No.	頁	修正前	修正後	修正理由
11	16		(1段落目) <u>また、冬期間の市民の安全・安心な暮らしを守るため、雪に強い住宅の普及促進等を図るとともに、良好な除雪体制の維持、消雪施設などの適切な維持管理と更新など、雪に起因する災害や交通障害による被害を最小化するための対策を進め、雪に強いまちづくりに取り組みます。</u>	第五次国土利用計画(新潟県計画)(素案)及び次期総合計画(案)における「冬期間の市民の安全・安心な暮らしを守る取り組み」の記載を反映

No.	頁	修正前	修正後	修正理由
12	16		<p>(3段落目、4段落目、5段落目)</p> <p><u>食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに国土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化を図ります。また、利用度の低い農地については、有効利用を図るために必要な措置を講じます。</u></p> <p><u>持続可能な森林管理のため、新たな木材需要の創出や、間伐等の森林の適切な整備等を通じ、林業の成長産業化を進めます。</u></p> <p><u>魅力あるまちなみ景観や水辺空間・海岸の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図ります。</u></p>	第4回土地利用部会における「持続可能な市土の管理に関する市街地以外の記載」の意見を踏まえた修正
13	16		<p>(6段落目)</p> <p><u>土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が困難な場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討します。</u></p>	第五次国土利用計画(新潟県計画)(素案)における「所有者以外の者による管理・利用の促進」の記載を反映
14	16		<p>(10段落目)</p> <p><u>土地の利用に伴い、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などの公害の防止を図るため、市民、事業者、NPOなどと協働のもと、必要な対策を講じます。</u></p>	環境の保全に「大気汚染などの公害の防止対策」を追加
15	17	<p>地域づくりの骨格となるものであり、市民の利便性の向上と安全性の確保に向け、計画的に整備するとともに、無電柱化、道路の緑地など、良好な道路景観の形成を図ります。</p>	<p>(7段落目)</p> <p>地域づくりの骨格となるものであり、市民の利便性の向上と安全性の確保に向け、計画的に整備するとともに、無電柱化、道路の緑地など、良好な道路景観の形成を図るとともに、<u>主要交通結節点においては、道路情報提供や休憩施設等の配置により、道路機能の向上に取り組みます。</u></p>	市民の利便性の向上と安全性の確保に向けた取り組みに「道路機能の向上」を追加
16	19		<p>(3ポツ目)</p> <p><u>・国道、県道及び高速道路など、本市の骨格を成す主要幹線道路の交通結節点周辺においては、地域経済や住民生活に配慮し、地域振興や観光、交流施設の配置など、都市機能の強化を検討します。</u></p>	主要幹線道路の交通結節点周辺における「都市機能の強化の検討」を追加

4 五地域区分等別の土地利用

No.	頁	修正前	修正後	修正理由
17	19	<p>・市街化区域においては、都市における環境を安全で質の高いゆとりあるものとし、市内の経済・社会情勢の変化に適切に対応できるように十分配慮した市街地の開発、防災施設の整備、交通体系の整備及び上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進します。</p>	<p>(4ポツ目)</p> <p>・市街化区域においては、都市における環境を安全で質の高いゆとりあるものとし、<u>既存の住宅地や都市基盤を有効に活用するとともに</u>、市内の経済・社会情勢の変化に適切に対応できるように十分配慮した市街地の開発、防災施設の整備、交通体系の整備及び上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進し、<u>土地利用の高度化を図ります。</u></p>	<p>第五次国土利用計画(新潟県計画)(素案)における「既存住宅地等の有効活用」、「土地利用の高度化」の記載を反映</p>
18	20	<p>・その他の農業地域内の農地等については、原則として優良農地は他用途への転用を行わないものとします。また、都市計画等の農業関係以外の土地利用に関する計画との調整が整った場合は、その調整結果を尊重するものとします。</p>	<p>(2ポツ目、3ポツ目)</p> <p>・その他の農業地域内の農地等については、原則として優良農地は他用途への転用を行わないものとします。</p> <p>・<u>なお、都市的土地利用に転換する場合は、本計画はもとより、都市計画等の農業関係以外の土地利用に関する計画との調整が整った場合に行うこととします。</u></p>	<p>第五次国土利用計画(新潟県計画)(素案)における「市町村の国土利用計画に基づく土地利用の調整」の記載を反映</p>
19	20	<p>木材生産等の経済的機能及び地球温暖化の防止や国土保全、水源かん養、保健休養、自然景観の維持等の機能が総合的に発揮されるよう、必要な森林の確保及び整備を図るものとします。</p>	<p>(3段落目)</p> <p>木材生産等の経済的機能及び地球温暖化の防止や国土保全、水源かん養、保健休養、<u>自然環境の保全及び</u>自然景観の維持等の機能が総合的に発揮されるよう、<u>森林経営の担い手の確保と森林整備への投資を図りながら、持続可能な森林経営の確立に向け</u>、必要な森林の確保及び整備を図るものとします。</p>	<p>第五次国土利用計画(新潟県計画)(素案)における「自然環境の保全」、「森林経営の担い手確保等」の記載を反映</p>
20	20	<p>自然公園は、その利用を通じて市民の保健・休養及び自然学習などの場とする趣旨から、この地域については、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとします。</p>	<p>(5段落目)</p> <p>自然公園は、その利用を通じて市民の保健・休養及び自然学習と<u>ふれあいの</u>場とする趣旨から、この地域については、すぐれた自然の<u>保全</u>とその適正な利用を図るものとします。</p>	<p>・第五次国土利用計画(新潟県計画)(素案)における「ふれあいの場」の記載を反映</p> <p>・誤字の修正</p>
21	23	<p>都市郊外又は国道などの幹線沿いで農用地と宅地が混在する地区では、農業地域の中に虫食い状の宅地開発が発生又は拡大しないよう、都市と農山村との調和がとれた適切な土地利用を図ります。また、農業地域において都市的土地利用が進みつつある場合には、農業的土地利用を優先させることを前提に、都市計画法に基づく制度等を活用し、土地利用の相互の調整を図っていきます。</p>	<p>(2段落目)</p> <p>都市郊外又は国道などの幹線沿いで農用地と宅地が混在する地区では、農業地域の中に虫食い状の宅地開発が発生又は拡大しないよう、都市と農山村との調和がとれた適切な土地利用を図ります。また、農業地域において都市的土地利用が進みつつある場合には、農業的土地利用を優先させることを<u>原則とし、本計画はもとより、都市計画等の農業関係以外の土地利用に関する計画との調整が整った場合は、土地利用の相互の調整を図っていきます。</u></p>	<p>農業地域において都市的土地利用が進みつつある場合の調整について「市町村の国土利用計画に基づく土地利用の調整」を追加</p>